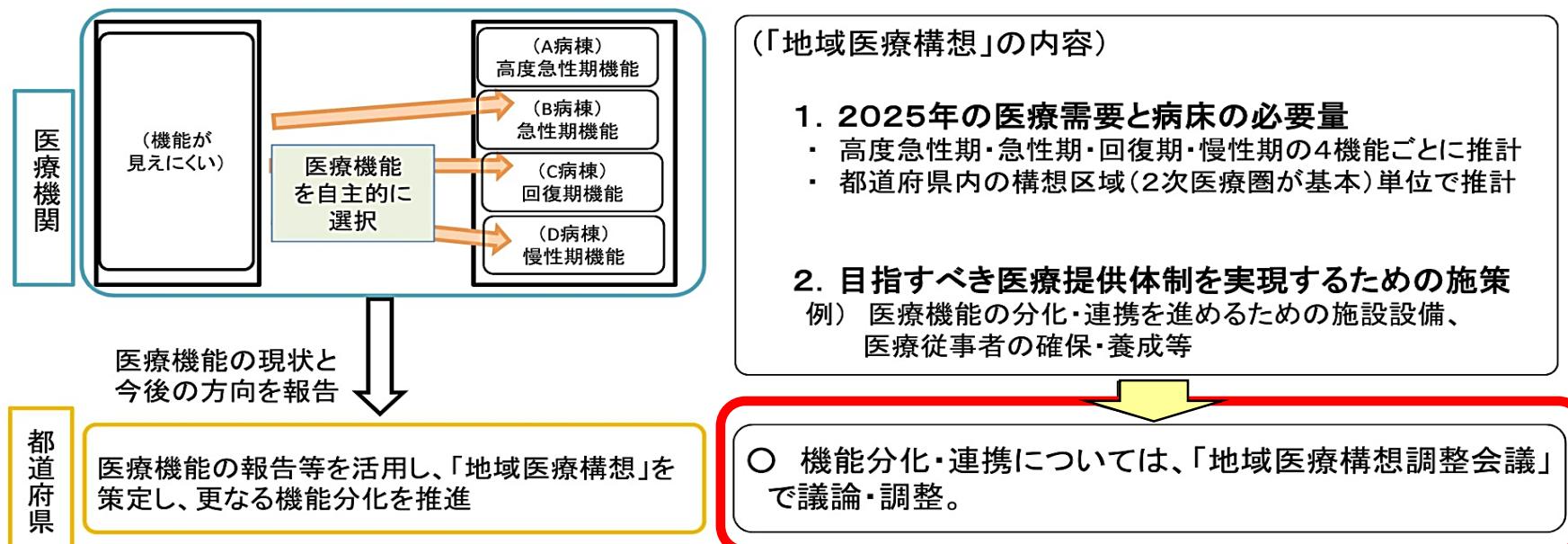


地域医療構想調整会議における 議論の進め方

地域医療構想の推進①

地域医療構想について

- 昨年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成し、平成27年3月に発出。



地域医療構想の推進②

地域医療構想策定後の取組

毎年度の病床機能報告制度による
集計数



(比較)

地域医療構想の必要病床数

構想区域内の医療機関の自主的な取組



**地域医療構想調整会議を活用した
医療機関相互の協議**



地域医療介護総合確保基金の活用



実現に向けた取組とPDCA

※地域医療構想策定ガイドライン

地域医療構想の推進③

医療機関及び都道府県における取組

医療機関

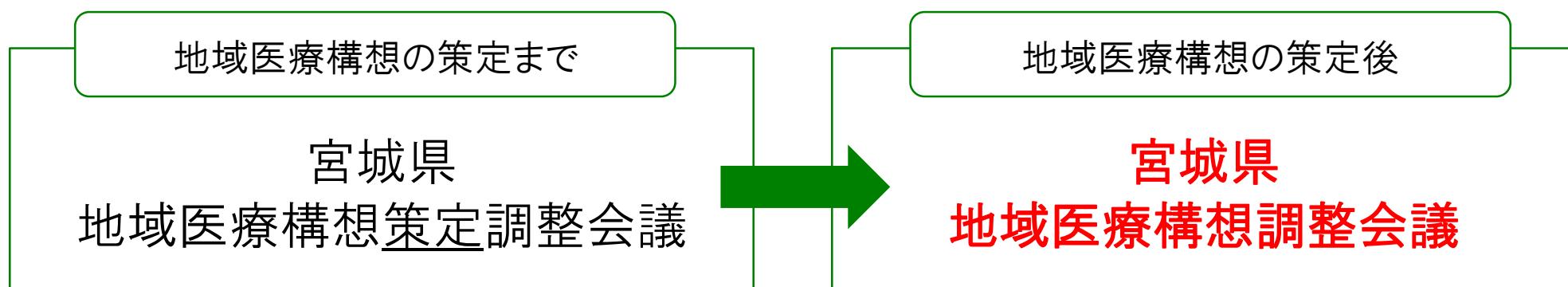
- 自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行うことが必要
- 地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認
- 次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図る

都道府県

- 地域医療構想調整会議の設置
- 病床機能報告制度により、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析
- 各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データの作成

地域医療構想調整会議の設置①

都道府県は、構想区域等ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。
(※医療法第30条の14)



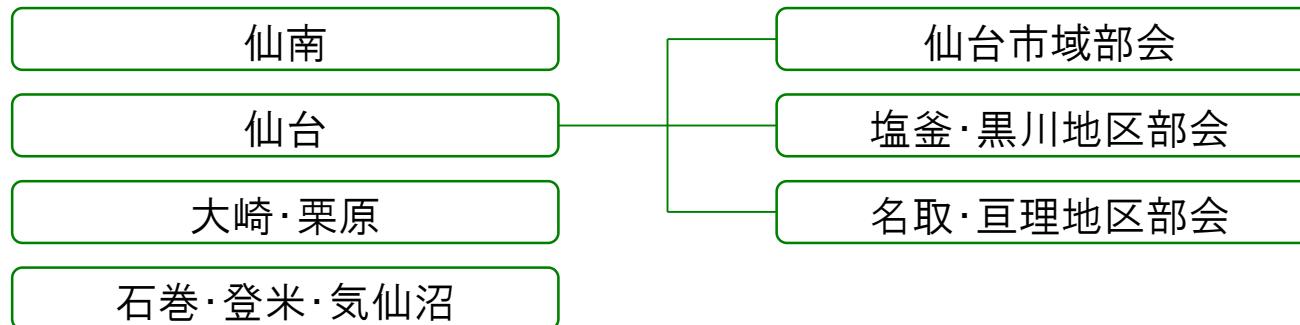
- 地域医療構想の策定に当たり、宮城県は二次医療圏ごとに「地域医療構想策定調整会議」を開催し、地域の関係者の意見を聴取。
- 平成28年11月の地域医療構想策定後は、当該「地域医療構想策定調整会議」を引き継ぐ形で「宮城県地域医療構想調整会議」を設置。

地域医療構想調整会議の設置②

宮城県地域医療構想調整会議の概要

設置区域

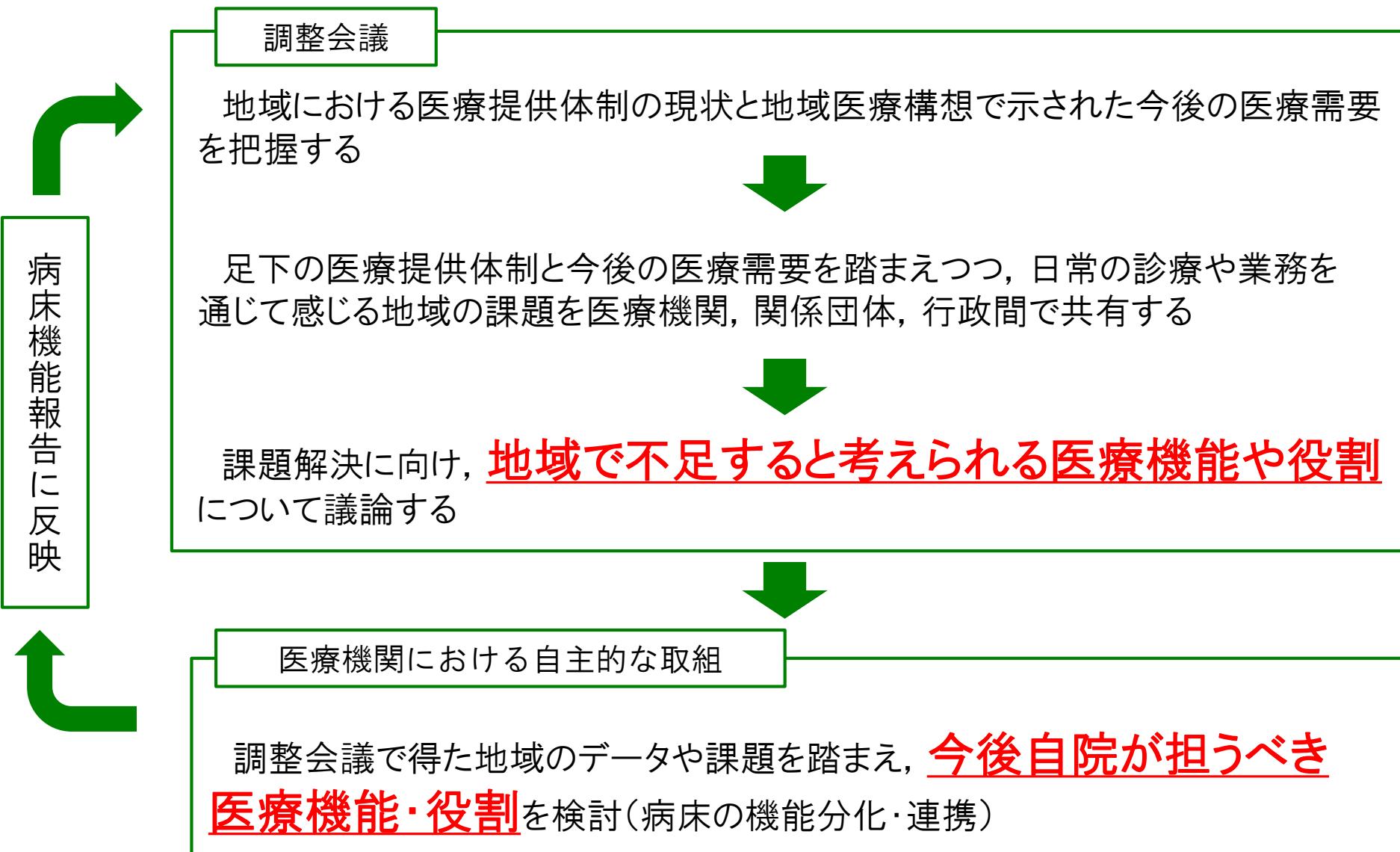
- 構想区域ごとに設置
- 病院数が多い仙台区域については、円滑な協議を可能とするため、3地区に分けた部会を別途開催



構成員

病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、保険者、市町村、保健所

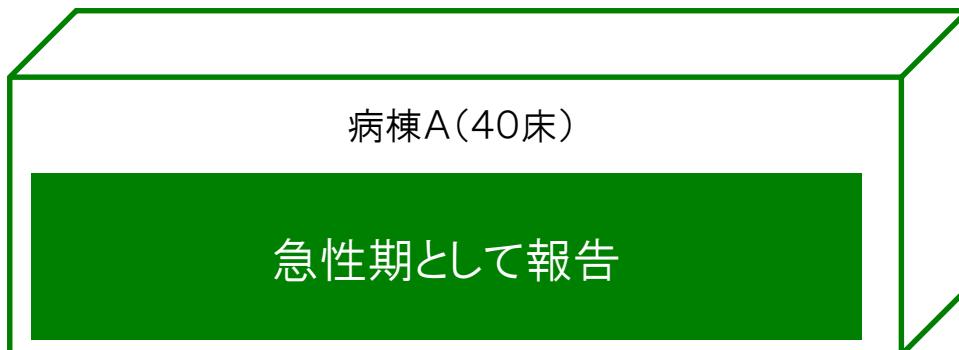
議論の進め方のイメージ



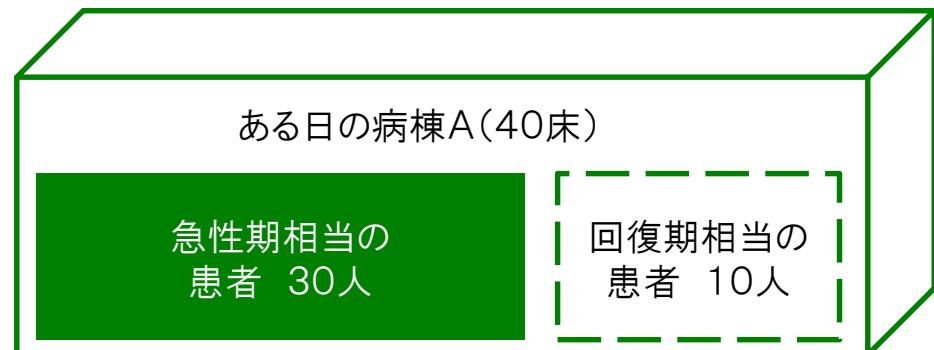
議論を行うに当たって注意が必要な点

病床機能報告と地域医療構想の将来推計はそのまま比較できるものではない！

病床機能報告



地域医療構想の将来推計



病棟単位で報告

実際の病棟内には様々な病期の患者が混在しているが、病床機能報告では一つの機能しか選択できない

2013年度の入院受療率(患者数／人口)
(性・年齢階級別・4機能別)



2025年度の推計人口(性・年齢階級別)



病床稼働率



2025年度の必要病床数

患者数
をベースに
病床数を算出

「地域医療構想の進め方について」※のポイント

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

〔具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。〕
① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
①医療機能や診療実績 ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

令和2年度の地域医療構想調整会議について

1 地域医療構想調整会議について

医療法第30条の14の規定に基づき、構想区域ごとに、地域医療構想の推進のために必要な事項について、診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者等との協議の場を設けるために設置するもの。本県では平成29年6月に設置。

医療法第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第30条の16第1項において「構想区域等」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この条において「関係者」という。)との協議の場(第30条の23第1項を除き、以下「協議の場」という。)を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 令和元年度の開催状況

- 各構想区域で調整会議を開催 計8回
(仙南、仙台、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼)
- 仙南区域では意見交換会を開催 計1回
- 各地区で地域医療対策委員会を開催 計10回
(仙南、仙台、塩釜、名取・亘理、黒川、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼)

※地域医療構想調整会議の資料等
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/kousou-ichouseikaigi000/>)

3 令和2年度 宮城県地域医療構想調整会議の開催

(1)開催目的等

- 病床機能報告及びその他データの情報共有(継続)
⇒ 各病院が圏域の医療の現状を把握可能に
- 医療機関ごとの具体的対応方針について(継続)
⇒ 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に対する対応を協議
⇒ 重点支援区域における取組みを協議

(2)開催回数等

- 開催回数は年2回
(各地域の状況により、必要に応じて、病院長等による意見交換会や地区部会(仙台区域)を開催)
- 医療審議会において、地域医療構想や調整会議の協議状況等について情報共有
- 各地域で情報共有
(各地区対の理事会等において、地域医療構想及び調整会議の協議状況について情報共有)

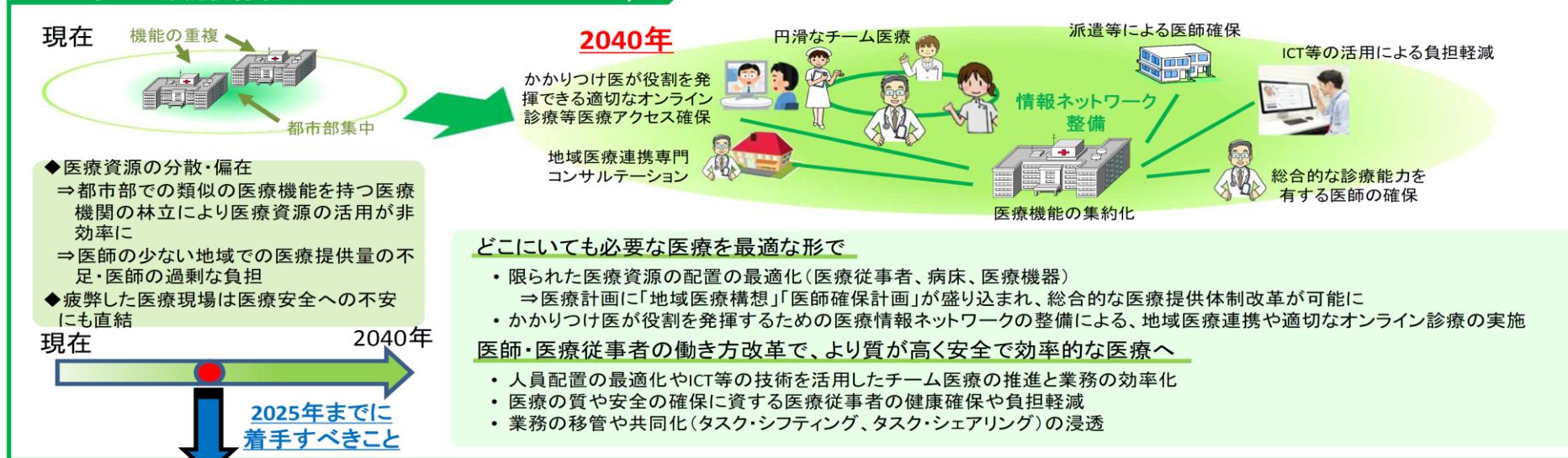
(3)スケジュール(予定)

- R2. 4～ 6月 医療機関・都市医師会に地域の課題ヒアリング
- R2. 5～ 9月 情報共有(各地区対で随時)
- R2. 8～ 10月 地域医療構想調整会議①(必要に応じて病院長会議)
- R3. 1～ 2月 地域医療構想調整会議②(必要に応じて病院長会議)

2040年を展望した医療提供体制の改革について(イメージ)

- 医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。
- 2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想の実現等だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進が必要。

2040年の医療提供体制（医療ニーズに応じたヒト、モノの配置）



2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

地域医療構想の実現等

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③かかりつけ医が役割を発揮できるための医療情報ネットワークの構築や適切なオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化(タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化 等)
- ③医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携・集約化・重点化の推進(これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

実効性のある医師偏在対策の着実な推進

- ①地域医療構想 や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
 - ・医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
 - ・将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
 - ・地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を都道府県ごとに算出
- ②総合的な診療能力を有する医師の確保等のプライマリ・ケアへの対応

地域医療構想の実現に向けたこれまでの取組について

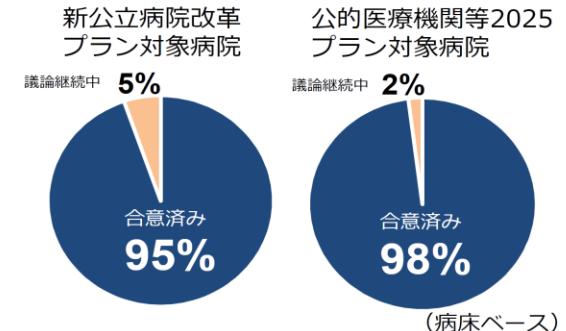
1. これまでの取り組み

- これまで、2017年度、2018年度の2年間を集中的な検討期間とし、**公立・公的医療機関等においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化する**よう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるように要請した。
- 公立・公的医療機関等でなければ担えない機能として、「新公立病院改革ガイドライン」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてはそれぞれ、
 - 高度急性期・急性期機能や不採算部門、過疎地等の医療提供等
 - 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能が挙げられている。
- 2018年度末までに**全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針が地域医療構想調整会議で合意される**よう取組を推進。

地域医療構想の実現のための推進策

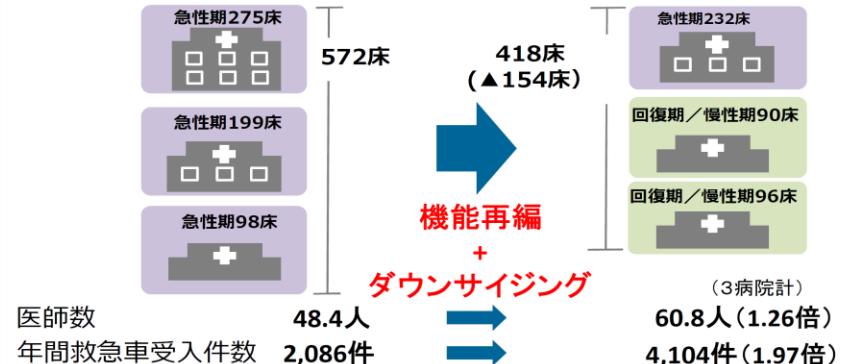
- 病床機能報告における定量的基準の導入**
 - 2018年10月からの病床機能報告において診療実績に着目した報告がなされるよう定量的基準を明確化し、**実績のない高度急性期・急性期病棟を適正化**
- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーを任命
 - 調整会議における議論の支援、ファシリテート
 - 都道府県が行うデータ分析の支援 等
(36都道府県、79名(平成31年3月))
- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置
- 介護医療院を創設し、介護療養・医療療養病床からの転換を促進

公立・公的医療機関等に関する議論の状況
2019年3月末



機能分化連携のイメージ (奈良県南和構想区域)

- 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期)と2つの回復期/慢性期病院に**再編し、ダウンサイ징**
- 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、**地域全体の医療機能の強化、効率化**が促進された



地域医療構想の実現に向けたさらなる取組について

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「診療実績が少ない」または「診療実績が類似している」と位置付けられた公立・公的医療機関等に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、医師の働き方改革の方向性も加味して、当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。

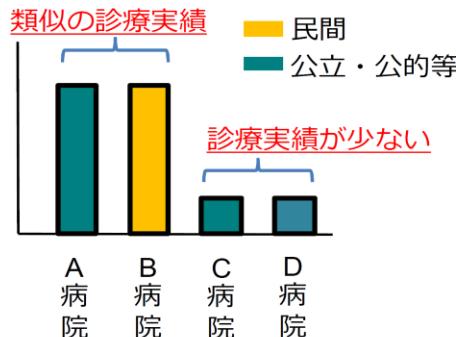
重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

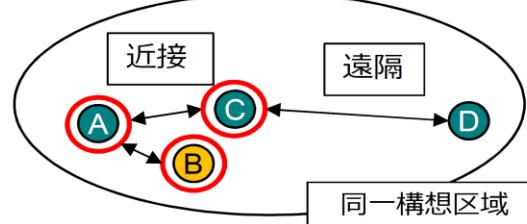
分析のイメージ

①診療実績のデータ分析 (領域等(例:がん、救急等)ごと)



②地理的条件の確認

類似の診療実績がある場合のうち、近接している場合を確認



③分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における検証

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、医師の働き方改革の方向性も加味して、
○ 代替可能性のある機能の他の医療機関への統合
○ 病院の再編統合
について具体的な協議・再度の合意を要請



具体的対応方針の検証について

具体的対応方針の検証の対象について

- 厚生労働省は診療実績が少ない医療機関や、他の医療機関と競合している医療機関を明らかにすることを目的として、2019年年央までに、各医療機関の診療実績について、

- A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。
- B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

のいずれかの要件を満たす分析項目について「代替可能性がある（注）」とし、その結果を都道府県に提供する。

注： ある分析項目について「A 各分析項目について、診療実績が特に少ない」という要件に該当するが、当該構想区域内に当該診療行為を行っている医療機関が他にない場合、ただちに代替する医療機関があるとは言えないものではあるが、患者の出入りを勘案しながら、隣接する構想区域の医療機関の実績等も踏まえ、代替可能性等を確認することも考えられることから、「代替可能性がある」と評価することとする。

- 特に、今回、具体的対応方針の再検証の対象となる公立・公的医療機関等について、分析の結果から、
 - ・1つ以上の分析項目において、「代替可能性がある」とされた医療機関を、「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」、
 - ・「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」のうち、大半の分析項目について「代替可能性がある」とされた医療機関を、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」、として位置づけることとする。
- なお、全く診療実績のない分析項目については、「代替可能性がある」とはしていないが、大半の分析項目について、全く診療実績がない場合（注）は、医療機関として公立・公的医療機関等でなければ担えない役割に重点化できていないと考えられることから、そのような場合は、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」として考えることとする。

注： 全く診療実績がない項目と「代替可能性がある」項目のいずれかが大半となる場合も含む。

【参考】知事の権限による病床の機能分化・連携の推進①

地域医療構想の実現プロセス

- まず、**医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。**
都道府県は、**地域医療介護総合確保基金を活用。**
- 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた**都道府県知事の役割**を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「**地域医療介護総合確保基金**」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。
・ 病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

将来の方向性を踏まえた、機能分化・連携が進まない場合

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、**医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。**

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の要請・勧告**(民間医療機関)及び命令(公的医療機関)
- ② 医療機関に対して、**不足している医療機能を担うよう、要請・勧告**(民間医療機関)及び指示(公的医療機関)
- ③ 新規開設の医療機関に対して、地域医療構想の達成に資する条件を付けて許可
- ④ 稼働していない病床の削減を要請・勧告(民間医療機関)及び命令(公的医療機関)

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

【参考】都道府県知事の権限の行使の流れ

基準病床数制度

【過剰な医療機能への転換の中止等】

医療機関の新規開設、増床等の許可申請

第7条の2
当該申請に係る二次医療圏の既存病床数の数が既に基準病床数に達している、又は当該申請による病床数の増加によって超えることが認められる場合

当該申請に係る構想区域における既存病床数が、将来の病床数の必要量に既に達している、又は当該申請による病床数の増加によって超えることが認められる場合

- ①都道府県知事への理由書提出
- ②調整会議への協議への参加
- ③都道府県医療審議会での理由等の説明

理由等がやむを得ないものと認められない場合

公的医療機関等
都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可を与えないことができる

民間医療機関
第30条の11
医療審議会の意見を聴いて、申請の中止又は申請病床数の削減を勧告することができる

保険医療機関の指定の申請
健康保険法第65条第4項
厚生労働大臣は、勧告に従わなかったときは、勧告を受けた病床の全部又は一部を除いて、保険医療機関の指定を行うことができる

地域医療構想

【不足する医療機能への転換等の促進】

医療機関の新規開設、増床等の許可申請

第7条第5項
不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与

第27条の2
正当な理由がなく、条件に従わない場合

都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて条件に従うべきことを勧告

正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じていない場合

都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令

命令の場合
(公的医療機関等)
第30条の17
要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合

都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告

第30条の18
命令・勧告に従わない場合

命令・勧告に従わなかった旨を公表

命令の場合
(民間医療機関)
第30条の17
要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合

命令に従わない場合

命令に従わなかった旨を公表

命令の場合
(公的医療機関等)
第30条の17
要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合

命令・勧告に従わない場合

命令・勧告に従わなかった旨を公表